

「特定投資家の事業出資スキーム」に関する紹介料（最新版）

各 位

2022年5月1日

ファイナンシャル・ライセンス・コンサルタンツ株式会社（以下、FLC という。）との事業提携に基づき、事業出資スキームに出資参加していただく投資家（以下、特定投資家という。）を12名（個人・法人）に限定して募集しております。

別添付資料、2022年5月1日付【特定投資家の事業出資スキーム】に記載の特定投資家をご紹介ください。なお、特定投資家をご紹介いただき、成約した場合は紹介料をお支払いさせていただきます。

1. 紹介料について

特定投資家の出資額に対して以下の紹介料をお支払いさせていただきます。

- 出資額 1,400 万円 紹介料 300 万円（消費税込）

2. 紹介料の支払時期

紹介料 300 万円は、別添付資料【特定投資家の事業出資スキーム】の「2. 事業出資スキームの流れ 4) 株式譲渡契約を締結、7) 株式譲渡代金の支払い」に記載されている時期に、2回分割にてお支払いさせていただきます。

●第1回支払い（株式譲渡契約の締結時）

紹介料は、FLC と特定投資家が新会社に係る株式譲渡契約を締結した時に、170 万円をお支払いさせていただきます。

●第2回支払い（株式譲渡代金の支払時）

紹介料は、FLC または FLC が指定する第三者が、特定投資家へ新会社に係る株式譲渡代金を支払いした時に、130 万円をお支払いさせていただきます。

3. 紹介契約書の締結

FLC との間で紹介契約書を締結させていただきます。

※本件の詳細については、改めて、ご説明の機会をいただければ幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。

ファイナンシャル・ライセンス・コンサルタンツ株式会社
代表取締役 大蔵 徹